

熊本県告示第267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 北開（367-1-001）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関外目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 松田（367-1-002）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関外目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 日の出町-1（367-1-003-1）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 日の出町-2（367-1-003-2）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 日の出町-3（367-1-003-3）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 関村-1（367-1-004-1）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関村
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 関村-2 (367-1-004-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関村
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 関村-3 (367-1-004-3)
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関村
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 津留 (367-1-005)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 小山-1 (367-1-012-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町小原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 小山-2 (367-1-012-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町小原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 小山-3 (367-1-012-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町小原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 乙丸原-1 (367-1-013-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 乙丸原-2 (367-1-013-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 琵琶瀬-1 (367-1-014-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 琵琶瀬-2 (367-1-014-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 琵琶瀬-3 (367-1-014-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 荒井-1 (367-1-016-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 荒井-2 (367-1-016-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 荒井-3 (367-1-016-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 三藤野-1 (367-1-021-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 三藤野-2 (367-1-021-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 善光寺-1 (367-1-022-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 善光寺-2 (367-1-022-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 善光寺-3 (367-1-022-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 馬立(367-1-024)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町相谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 西居屋敷(367-1-025)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町肥猪
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 筒川(筒井川)(367-1-026)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町肥猪
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 坊田(367-2-001)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 西平-1(367-2-002-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 西平-2(367-2-002-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 西平－3 (367-2-002-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町閑村
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 藤尾 (367-2-003)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町閑下
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 藤ノ井川(三藤ノ井川)－1 (367-2-010-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 藤ノ井川(三藤ノ井川)－2 (367-2-010-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 藤ノ井川(三藤ノ井川)－3 (367-2-010-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 打越 (367-2-015)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 内畠-1 (3 6 7 - 2 - 0 1 9 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 内畠-2 (3 6 7 - 2 - 0 1 9 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 蒼門寺(普門寺) (3 6 7 - 2 - 0 2 0)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 須久手1 (3 6 7 - 2 - 0 2 5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 須久手2 (3 6 7 - 2 - 0 2 6)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 松尾原 (3 6 7 - 2 - 0 2 7)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり

	(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
4 4 寺尾 (367-2-028)	<p>(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町細永</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
4 5 馬立-1 (367-2-029-1)	<p>(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町相谷</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
4 6 馬立-2 (367-2-029-2)	<p>(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町相谷</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
4 7 梅ヶ谷 (367-2-030)	<p>(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町肥猪町</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
4 8 栂取 (367-2-031)	<p>(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町肥猪町</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
4 9 一本木 (367-2-032)	<p>(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町肥猪</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)</p>

5 0 筒井川1 (367-2-033)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町肥猪
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 1 筒井川2 (367-2-034)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町肥猪
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 2 陣平 (367-2-054)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 3 関町 (367-2-055)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 4 関村 (367-2-056)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 5 馬床(駄床)-1 (367-2-058-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町相谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 6 馬床(駄床)-2 (367-2-058-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 玉名郡南関町相谷
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 雁田 (3 6 7 - 2 - 0 5 9)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町相谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 藤尾-1 (3 6 7 - 2 - 0 6 0 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 藤尾-2 (3 6 7 - 2 - 0 6 0 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 藤尾-3 (3 6 7 - 2 - 0 6 0 - 3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 清東寺-1 (3 6 7 - 2 - 0 6 1 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町相谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 清東寺-2 (3 6 7 - 2 - 0 6 1 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町相谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 下原1 (367-1001)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関外目
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 下原2 (367-1002)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関外目
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 河原田1 (367-1003)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 河原田2 (367-1004)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 北中山 (367-1005)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 岩ヶ上 (367-1006)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 南中山 (367-1007)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 ヘラ割1 (367-1008)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 ヘラ割2 (367-1009)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 城尾 (367-1010)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 菖蒲谷 (367-1011)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 小場 (367-1012)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 下原3 (367-2001)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町関外目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 6 鐘輔迫1 (367-2002)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 7 鐘輔迫2 (367-2003)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 8 筒井迫 (367-2004)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 9 尾檣 (367-2005)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町小原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 0 下後田 (367-2006)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町肥猪
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 8 1 落合 (367-1-015) 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重

 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 2 庄寺 (367-1-017) 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永

 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 3 高久野-1 (367-1-018-1) 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町高久野

 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 4 高久野-2 (367-1-018-2) 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町高久野

 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 5 高久野-3 (367-1-018-3) 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町高久野

 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 6 相浦(柳浦) (367-1-019) 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上長田

 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 7 東-1 (367-1-020-1) 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 8 東-2 (367-1-020-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山、高久野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 9 東-3 (367-1-020-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 0 西豊永 (367-1-027)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 1 道山 (367-1-028)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 2 増永-1 (367-1-029-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町今
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 3 増永-2 (367-1-029-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町今

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 4 草村 (367-1-030)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 5 辻 (辻1) (367-1-031)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 6 柿原 (367-1-038)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町四ツ原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 7 鬼王2-1 (367-1-039-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 8 鬼王2-2 (367-1-039-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 9 鬼王2-3 (367-1-039-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 0 鬼王-1 (367-1-001 (人)-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 1 鬼王-2 (367-1-001 (人)-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 2 鬼王-3 (367-1-001 (人)-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 3 栗山-1 (367-2-011-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 4 栗山-2 (367-2-011-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 5 清水ヶ浦-1 (367-2-012-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 6 清水ヶ浦－2 (367-2-012-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 7 清水ヶ浦－3 (367-2-012-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 8 天神平1 (367-2-013)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 9 天神平2-1 (367-2-014-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 0 天神平2-2 (367-2-014-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 1 天神平2-3 (367-2-014-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 2 蕨谷(367-2-016)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 3 中尾1(367-2-017)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 4 中尾敷(中屋敷)(367-2-018)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 5 岩ヶ下(367-2-021)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町今
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 6 長山東-1(367-2-022-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 7 長山東-2(367-2-022-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 1 8 薬師寺1（薬師坂1）-1 (367-2-023-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 9 薬師寺1（薬師坂1）-2 (367-2-023-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 0 薬師寺1（薬師坂1）-3 (367-2-023-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 1 薬師寺1（薬師坂1）-4 (367-2-023-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 2 薬師寺2（薬師坂2）(367-2-024)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 3 門田 (367-2-035)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町豊永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 4 永浦-1 (367-2-036-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 玉名郡南関町豊永
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 5 永浦-2 (367-2-036-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 6 受地-1 (367-2-037-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 7 受地-2 (367-2-037-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 8 字曾 (367-2-038)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 9 来光寺(来光寺1) (367-2-039)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 0 中尾2 (367-2-040)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町今
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 1 待瀬－1 (367-2-041-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 2 待瀬－2 (367-2-041-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 3 徳太－1 (367-2-042-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 4 徳太－2 (367-2-042-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 5 辻(辻2)－1 (367-2-043-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 6 辻(辻2)－2 (367-2-043-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町長山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 7 田吹 (3 6 7 - 2 - 0 4 4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町四ツ原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 8 古閑原 (3 6 7 - 2 - 0 4 5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町四ツ原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 9 宇土-1 (3 6 7 - 2 - 0 4 6 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町四ツ原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 0 宇土-2 (3 6 7 - 2 - 0 4 6 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町四ツ原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 1 松葉-1 (3 6 7 - 2 - 0 4 7 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町四ツ原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 2 松葉-2 (3 6 7 - 2 - 0 4 7 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町四ツ原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 3 下夕田一 (367-2-050-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町上坂下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 4 下夕田二 (367-2-050-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町上坂下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 5 白坊(白坂) (367-2-051)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町上坂下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 6 廣坪 (367-2-052)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町上坂下
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 7 永満(永浦2) (367-2-053)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町四ツ原
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 8 来光寺(来光寺2) (367-2-057)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町豊永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 9 坂本1 (367-1013)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 0 坂本2 (367-1014)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 1 百堂 (367-1015)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 2 里ノ平1 (367-1016)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 3 里ノ平2 (367-1017)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町細永
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 4 坂本3 (367-1018)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町上長田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 5 七十三 (367-1019)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 6 西原1 (367-1020)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町豊永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 7 中前1 (367-1021)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 8 中前2 (367-1022)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 9 東前1 (367-1023)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 0 東前2 (367-1024)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 1 東前3 (367-1025)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 2 西原2 (367-1026)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町細永
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 3 大久保1 (367-1027)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 4 大久保2 (367-1028)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 5 鬼迫 (367-1029)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町四ツ原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 6 竹ノ下 (367-1030)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町四ツ原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 7 原 (367-1031)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町高久野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
	(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
1 6 8 後田1 (3 6 7 - 1 0 3 2)	(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町高久野
	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
	(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
1 6 9 後田2 (3 6 7 - 1 0 3 3)	(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町長山
	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
	(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
1 7 0 岩ヶ下2 (3 6 7 - 1 0 3 4)	(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 玉名郡南関町今
	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
	(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
エクシード株式会社	さんぽリハビリ型デイサービス	球磨郡あさぎり町免田東376 6番地1	平成27年 3月23日	通所介護

熊本県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
エクシード株式会社	さんぽリハビリ型デイサービス	球磨郡あさぎり町免田東376 6番地1	平成27年 3月23日	介護予防通所介護

熊本県告示第270号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年3月11日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 别	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	スージー明日香 緊縛の舞（新東宝） 美人姉妹 月下の凌辱（オーピー） 絶倫エロ作家 濡れ悶える愛人たち（新東宝） 人妻猥ら汁 とろける不倫（新東宝） 特務課の女豹 からみつく陰謀（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社分部タクシー	わけべいきいきケアセンター	球磨郡多良木町 多良木615番地	平成27年 3月11日	訪問介護

熊本県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社分部タクシー	わけべいきいきケアセンター	球磨郡多良木町 多良木615番地	平成27年 3月11日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木字黒須場 4295番地先から 八代市坂本町葉木字村中 4528番地先まで	前	4.1 ～ 6.9	290.5	防安交 (改築)
			後	4.1 ～ 9.0	290.5	

2 区域を変更する期日 平成27年3月20日

熊本県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町畠野 842番地先から 同所 1076番1地先まで	115.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日

熊本県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町上坂下 3471番1地先から 同所 3475番5地先まで	235.0	広域連携 交付金 (交通安全)
	玉名八女線	玉名郡南関町上坂下 3452番1地先から 同所 3453番地先まで	72.0	

2 供用を開始する期日 平成27年3月31日

熊本県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	方保田山鹿線	山鹿市方保田字本村 1781番地先から 山鹿市方保田字宮田 1864番地先まで	206.9	防安交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成27年3月20日

熊本県告示第277号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特

定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

(養殖業の種類) くるまえび養殖業

名称	区域
新和河浦加入区	天草市新和町及び同河浦町の地区

熊本県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字海路字平谷迫1543番1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第279号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

證明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11346999164	種畜の名前の変更	五重丸	烈人2537
11346998525	種畜の名前の変更	福照幸	稔種2481
11346998716	種畜の名前の変更	奥安栄	奥殿2511

熊本県告示第280号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
一般社団法人玉名都市医師会立玉名地域保健医療センター	玉名市玉名2172番地	平成27年3月6日から 平成30年3月5日まで

熊本県告示第281号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人社団熊本丸田会熊本整形外科病院	熊本市中央区九品寺一丁目15番7号	平成27年3月6日から 平成30年3月5日まで
社会医療法人芳和会くわみず病院	熊本市中央区神水一丁目14番41号	平成27年3月6日から 平成30年3月5日まで

独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1 番 5 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
国立大学法人熊本大学熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
医療法人社団芳仁会山口病院	熊本市西区田崎三丁目 1 番 17 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
医療法人聖粒会慈恵病院	熊本市西区島崎六丁目 1 番 27 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
医療法人社団寿量会熊本機能病院	熊本市北区山室六丁目 8 番 1 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
医療法人朝日野会朝日野総合病院	熊本市北区室園町 12 番 10 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
医療法人憲和会南部中央病院	熊本市南区南高江六丁目 2 番 24 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会済生会みすみ病院	宇城市三角町波多 775-1 番地	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで
社会医療法人社団高野会高野病院	熊本市中央区帶山四丁目 2 番 88 号	平成 27 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 5 日まで

熊本県告示第 282 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 27 年 3 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 20 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野 297 番 4 地先から 同所 300 番 1 地先まで	前	10.7 ～ 13.3	44.3	災害復旧
			後	18.8 ～ 46.2	44.3	
		阿蘇市一の宮町三野 2346 番 7 地先から 同所 2346 番 7 地先まで	前	16.5 ～ 29.9	110.0	
			後	16.7 ～ 46.8	110.0	
		阿蘇市一の宮町三野 578 番 1 地先から 同所 578 番 1 地先まで	前	40.1 ～ 43.6	16.3	
			後	85.6 ～ 89.7	16.3	

2 区域を変更する期日 平成 27 年 3 月 20 日

熊本県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原	前	6.8 ～ 11.1	390.0	広域連携交付金（改築）
		1250番3地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ鳥竹 1281番地先まで	後	11.4 ～ 18.0	390.0	

2 区域を変更する期日 平成27年3月20日

熊本県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字矢津田字柳谷 3331番1地先から 同所 3332番地先まで	64.4	地域の元気基金（道路改良）

2 供用を開始する期日 平成27年3月20日

熊本県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代不知火線	八代市鼠藏町字東割 33番1地先から 同所 1番1地先まで	125.7	単県側溝

2 供用を開始する期日 平成27年3月20日

熊本県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代郡氷川町高塚 1078番地先から 同所 1156番1地先まで	170.0	24条工事

2 供用を開始する期日 平成27年3月21日

熊本県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字仮泊 3145番8地先から 同所 3145番10地先まで	110.0	やさ道 交1地

2 供用を開始する期日 平成27年3月25日

熊本県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字小池字前田 2227番1地先から 同所 2132番5地先まで	205.0	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年3月20日

熊本県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援多機能型事業所あそびい 阿蘇郡南阿蘇村河陽4964番地	一般社団法人こどもサポートセンターあそら 阿蘇郡南阿蘇村河陽 4964番地 草尾 賢一	平成27年 4月1日	4351300050	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

公 告

熊本県公告第165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により山鹿市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター山鹿店
山鹿市山鹿字永田840番地1ほか
- 2 山鹿市から聴取した意見の概要
 - (1) 山鹿市商工業振興基本条例に基づき、地域と連携した地域経済活性化の推進に努めること。
 - (2) 地域雇用確保へ配慮すること。
 - (3) 交通事故防止及び渋滞緩和について、十分な対策を講じること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成27年3月20日から平成27年4月20日まで

熊本県公告第166号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1465号	炭酸カルシウム肥料	20.0粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：20.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社ユーケン 熊本県玉名市寺田字東平195番地	平成27年3月10日
熊本県肥第1466号	炭酸カルシウム肥料	10.0粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社ユーケン 熊本県玉名市寺田字東平195番地	平成27年3月10日
熊本県肥第1467号	消石灰	70.0消石灰	アルカリ分：70.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社ユーケン 熊本県玉名市寺田字東平195番地	平成27年3月10日

熊本県公告第167号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥	肉骨粉	肉骨粉	窒素全量：	含有を許され	有限会社山下商事	平成27

第146 8号	7-8	7.0 りん酸全量 : 8.0	る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	熊本県球磨郡相良 村川辺1746番 地	年3月 10日
------------	-----	-----------------------	------------------------------------------------	---------------------------	------------

熊本県公告第168号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により平成27年3月11日付で八代市田中町土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第169号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 処分をした年月日

平成27年3月12日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社熊本総合技術コンサルタント

熊本市東区八反田1丁目1番15号

代表取締役 浜田俊幸

熊本県知事許可（特-22）第8666号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(2) 期間

平成27年3月26日から平成28年3月25日までの1年間

4 処分の原因となった事実

株式会社熊本総合技術コンサルタントの元代表取締役は、平成24年5月上旬頃から同月中旬頃までの間、上天草市の副市長就任予定者に対し、平成24年度中に同市から発注が予定されていた「上天草港（江樋戸港区）改修事業設計業務委託」等の指名競争入札参加者の選定に関し、指名に選定してもらうなど有利、かつ、便宜な取り扱いを受けたい旨の請託をして、平成24年5月23日、普通乗用車1台を供与し、もって公務員になろうとする者に対し、その担当すべき職務に関し、請託をして賄賂を供与した贈賄の罪により、平成27年2月16日、熊本地方裁判所から懲役1年、執行猶予3年の判決が言い渡され、同月3日、その刑が確定した。

このことにより、建設業法第28条第1項第3号に該当した。

熊本県公告第170号

県営南関西地区（八田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成27年3月23日から
平成27年4月17日まで

2 縦覧の場所 南関町役場

3 縦覧に供する書類の名称

(1) 換地設計書

(2) 各筆換地等明細書

(3) 清算金明細書

(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第171号

県営七浦地区（桜野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたの

で、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年3月23日から
平成27年4月17日まで
- 2 縦覧の場所 水俣市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第172号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

精神科病院の名称	精神科病院の所在地
八代更生病院	八代市古城町1705

熊本県公告第173号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により山鹿市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市基準点の設置）	平成26年10月30日から 平成27年2月27日まで	山鹿市上吉田地内外

熊本県公告第174号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により南関町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量及び水準測量）	平成26年12月15日から 平成27年2月27日まで	南関町下坂下地内

熊本県公告第175号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（「電子国土基本図（地理情報）修正測量及び「国土広域情報」修正測量）	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第176号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課において有明海東地区特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

登載依頼**熊本県公安委員会規則第6号**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)

第1条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成14年熊本県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第9号までの規定中「支局長 殿」を「 殿」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則(平成25年熊本県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第7条第2項」を「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)第7条第1項の規定により熊本県知事が行う法第7条第2項」に改め、「国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長(以下「運輸支局長」という。)の」及び「運輸支局長からの」を削り、「運輸支局長から当該公表」を「当該公表」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第1号本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月20日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県教職員住宅管理規程(昭和40年熊本県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

熊本県立松橋西支援学校職員住宅	宇城市松橋町松橋字前田 308-1	10,000 円	
熊本県立松橋高等学校職員住宅	宇城市松橋町西下郷字野中 1245	9,800 円	

を

熊本県立松橋西支援学校職員住宅	宇城市松橋町松橋字前田 308-1	10,000 円	
-----------------	-------------------	----------	--

に、

熊本県立玉名高等学校職員住宅	玉名市繁根木字堂ノ後 63-3	10,000 円	
	玉名市築地字那木野 1770	11,100 円	

を

「

熊本県立玉名高等学校 職員住宅	玉名市繁根木字堂ノ 後 63—3	10,000 円	
--------------------	---------------------	----------	--

」

に、

熊本県立人吉高等学校 職員住宅	人吉市願成寺町字杉 園 510	6,400 円	昭和 43 年度建設に係 る賃借料月額 5,100 円
			昭和 45 年度建設に係 る賃借料月額 5,800 円

」

を

熊本県立人吉高等学校 職員住宅	人吉市願成寺町字杉 園 510	6,400 円	昭和 45 年度建設に係 る賃借料月額 5,800 円
--------------------	--------------------	---------	-----------------------------------

」

に、

熊本県立河浦高等学校 職員住宅	天草市河浦町河浦字 四反田 3165	6,400 円	
	天草市河浦町河浦字 古野 2280—1	8,600 円	
	天草市河浦町河浦字 古野 2280—5	8,600 円	
熊本県立天草高等学校 倉岳校職員住宅	天草市倉岳町棚底字 塔尾 2823—7	11,100 円	

」

を

熊本県立河浦高等学校 職員住宅	天草市河浦町河浦字 四反田 3165	6,400 円	
	天草市河浦町河浦字 古野 2280—1	8,600 円	
	天草市河浦町河浦字 古野 2280—5	8,600 円	

」

に、

熊本県立苓洋高等学校 職員住宅	天草郡苓北町富岡字 新富 3189—1	5,100 円	
	天草郡苓北町志岐字 中山 1498—3	8,600 円	

」

を

熊本県立天草拓心高等学 校職員住宅	天草郡苓北町富岡字 新富 3189—1	5,100 円	
	天草郡苓北町志岐字 中山 1498—3	8,600 円	

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会公告第6号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月20日

熊本県教育長 田崎龍一

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
熊本県文化財資料室第7収蔵庫賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財資料室
熊本県熊本市南区城南町沈目1667
電話番号 0964-28-4933
ファックス番号 0964-28-7798
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月3日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
大和リース株式会社熊本支店
熊本市南区江越2丁目14番28号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
518,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条に規定する公告又は特例政令第7条の規定による公示を行った日
平成27年1月20日
- 8 随意契約による場合には、その理由
- 9 その他必要な事項

熊本県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成27年3月20日

熊本県病院事業管理者 河野靖

- 1 委託の内容
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）第10条に規定する使用料及び手数料
- 2 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 契約締結日
平成27年3月10日

正 誤

平成26年3月31日熊本県訓令第11号（熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	54	その事務を	その事務